

新潟県自転車競技連盟 規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、新潟県自転車競技連盟、NIIGATA CYCLING FEDERATION と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局を新潟県燕市吉田東町16番1号 新潟県立吉田高等学校内に置く。

2 事務局は理事が兼務し、事務一般を処理する。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は新潟県における自転車競技を統轄し、自転車競技の健全な普及を図り、スポーツ文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 新潟県の自転車競技の競技力向上と強化、普及活動、及び研修に関する事項
- (2) 自転車競技大会の開催並びに代表選手選考、選手派遣に関する事項
- (3) 地域スポーツの振興を目的とするイベントや行事の開催
- (4) その他、本連盟の目的達成のために必要な事項
- (5) (公財)日本自転車競技連盟に新潟県を代表して加盟する。
- (6) (公財)新潟県スポーツ協会に新潟県の自転車競技を代表して加盟する。

第三章 組 織

第5条 本連盟は本連盟の目的に賛同し自転車競技に理解と熱意のある会員（個人及び団体）をもって組織する。

2 本連盟の会員は第6条に定める役員その他、JCF新潟登録ライセンス取得者とし、別に定める会費を納入するものとする。

第四章 役 員

(役員)

第6条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長1名 (2) 副会長若干名 (3) 理事長1名 (4) 副理事長1名
- (5) 常任理事若干名 (6) 理事若干名 (7) 監事2名

2 本連盟に顧問・参与及び名誉会長をおくことができる。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、総会において選出する。

2 会長は、本連盟の会務を総理し、本連盟を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(理事)

第8条 理事は、関係諸団体の代表、学識経験者及び競技に理解と熱意のある者より選出し、総会で承認の後、会長が委嘱する。

2 理事は本連盟の会務を処理する。

3 会務を中心に推進する常任理事を置くことができる。

(理事長、副理事長)

第9条 理事長は理事より選出し、総会で承認の後、会長が委嘱する。本連盟の会務処理の責に任ずる。

(副理事長) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは代理する。

(監事)

第10条 監事は理事会において選出し、総会で承認の後、会長が委嘱する。

2 監事は本連盟の会計・財務を監査する。

3 監事は総会に出席し、意見を述べるができる。

(顧問・参与)

第11条 顧問・参与は学識経験者及び功労のある者の中から総会の承認を得て会長が委嘱する。

2 顧問・参与は、本連盟の重要事項について諮問に応ずることができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。なお、連続任期は10年までとする。

2 役員に欠員が生じたときは、必要に応じて補充し、補充役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第13条 役員改正年度に入る前に、役員選考委員会を開設し、役員選考委員会は改正役員案を総会に提案する。

(役員制限年齢)

第14条 役員は、就任時において満75歳未満でなければならない。ただし、名誉会長、会長についてはこの限りでない。

(役員等任期制限)

第15条 役員は、連続して10年を超えて就任することができない。ただし、名誉会長、会長、副会長、理事長についてはこの限りでない。

第五章 会議

(総会)

第16条 総会は以下の事項を審議決定する。

- (1) 連盟の予算及び決算に関する事項
- (2) 連盟の事業に関する事項
- (3) 連盟の役員に関する承認
- (4) 規約改正に関する事項
- (5) その他審議を必要とする事項

2 総会は会長がこれを招集し、年1回開催する。その他会長が必要と認めたとき、または役員²の3分の2以上の要請があった場合に開くものとし、定数の半数以上の出席で成立するものとする。

3 総会の議決は出席会員の過半数の同意で決定する。

(理事会)

第17条 理事会は理事長がこれを招集し、年2回開催する。その他理事長が必要と認めたときはこれを招集する。

(常任理事会)

第18条 常任理事会は理事長がこれを招集し、随時開催する。その他理事長が必要と認めるときはこれを招集する。

第六章 専門委員会

第19条 本連盟は事業遂行のため各種の専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会に関する業務は理事会においてこれを定める。

第七章 会計

(経費)

第20条 本連盟の経費は、会員会費、事業収入、補助金、及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計)

第21条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第八章 補則

第22条 本規約に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

第23条 本規約の執行について必要な事項は理事会において定める。

附 則 この規約は令和3年6月1日から施行する。

新潟県自転車競技連盟 諸規程

総務財務委員会規程

第1条 本委員会は、総務財務委員会と称し、本連盟の維持向上、発展を図るため、総務・財務に関する必要な事項を審議し、本連盟の運営機能を調節することを目的とする。

第2条 本委員会は、理事長、副理事長、理事によって構成され、下記活動を行う。

- (1) 諸事業に関する必要な事項や諸事業実施に際しての運営、準備、他機関との協力、連携に関する事
- (2) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項

第3条 委員長は理事長が兼任する。

第4条 理事長は必要に応じ、委員会を招集する。

競技運営委員会規程

第1条 本委員会は競技運営委員会と称し、主催する競技大会の競技運営業務全般について、公平かつ円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条 本委員会は、理事によって構成され、下記活動を行う。

- (1) 審判員の知識・技術の向上を図るための研修会等の企画・運営
- (2) 審判執務体制の整備・確立
- (3) 主催する競技会の審判業務
- (4) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項

第3条 委員長は理事長が指名する。

第4条 理事長は、必要に応じて委員会を招集する。

競技力強化委員会規程

第1条 本委員会は、競技力強化委員会と称し、新潟県内の競技者の競技力向上を図るため、選手育成・強化に必要な事項を審議し、競技者の指導をすることを目的とする。

第2条 本委員会は、理事によって構成され、下記活動を行う。

- (1) 競技力向上を図るための練習・強化合宿等の企画・運営
- (2) 地域大会・全国大会への県代表派遣選手の選定
- (3) 国民体育大会等の監督・トレーナーの養成・派遣
- (4) 新潟車連強化指定選手（新潟県競技力向上事業指定選手）の選定
- (5) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項

第3条 委員長は理事長が指名する。

第4条 理事長は、必要に応じて委員会を招集する。

普及・広報委員会規程

第1条 本委員会は、普及・広報委員会と称し、新潟県内の自転車競技に関する事項の広報活動の推進、競技者拡大及びジュニア競技者の育成を図るため、必要な事項を審議し、事業を推進することを目的とする。

第2条 本委員会は、理事によって構成され、下記活動を行う。

- (1) ジュニア競技者の育成のための練習会、強化合宿等の企画・運営。(競技力強化委員会と連携して実施する。)
- (2) 競技に関する情報の広報、周知、告知
- (3) 育成を目的とした研修や講演会の開催
- (4) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項

第3条 委員長は理事長が指名する。

第4条 理事長は、必要に応じて委員会を招集する。

事務局規程

第1条 本規程は、事務局の業務全般について円滑なる運営を図る事を目的とする。

第2条 会計担当者は、預金通帳、金銭出納帳、領収書類、残金等と共に、必要に応じて理事長に報告する。

第3条 事務局で使用できる経費は下記の事項とする。

- (1) 競技に必要な機材、資材及び消耗品費など
- (2) 通信費として切手・葉書等の購入費、専用通信回線料など
- (3) 旅費（下記旅費規程による。）
- (4) その他、理事長が必要と認めた経費

旅費（宿泊、日当）規程

第1条 この規程は、本連盟関係者が主催大会に参加する場合、また、これに準ずる場合の旅費、宿泊費、日当について定める。

第2条 旅程は、発着時間の最も合理的な順路によるものとし、日程は業務上必要な最小の日数とする。

第3条 旅費は原則、現住所の鉄道最寄駅より目的地迄とし、詳細はその都度、事務局が決定する。

第4条 宿泊費は1泊、8,000円を上限とし、実費を支給する。

第5条 日当は、大会参加の実質日数により1日につき3,000円を上限として支給する。宿泊を伴う大会遠征帯同スタッフの日当は1泊につき3,000円とする。連泊が続いた場合でも上限は20,000円とする。

第6条 特別手当は、必要に応じてその都度、理事長と事務局にて決定する。

- (1) 総務委員長、競技委員長、審判長、コミッセル・パネルメンバー等の役職手当

- (2) 危険業務、個人車両持ち込みに係る手当
- (3) 救護の役職手当（医療関係免許保有者）

慶弔規程

第1条 この規程は、本連盟関係者相互の親交を深めるために定め、慶弔に対する贈呈は、以下とする。

第2条 役員の死亡 供花1基および弔慰金 金10,000円

第3条 新潟車連登録競技者が国際大会出場、国内選手権大会優勝の場合、以下の基準により奨励金を贈呈する。

- (1) 国際大会出場 金20,000円
- (2) 全国選手権大会優勝 金10,000円

第4条 この規程のほか、必要と認められる場合は、常任理事会で協議の上対応する。

物品等貸与規程

第1条 常任理事会が認めた競技者や団体に対し、本連盟が保有している資材・機材等を貸し出すことにより、その活動に必要な支援を行う。

- (1) 各種競技用機材・資材、車輛等
- (2) (公財)日本自転車競技連盟登録の新潟県代表ユニフォーム

第2条 物品の管理、保管、整備は新潟車連が行う。ただし、物品の搬送や使用中における破損、紛失等が生じた場合は、原則として使用者がその損害を賠償するものとする。

附 則 上記の各規程は令和3年6月1日から施行する。